

令和3年度

保育施設等入所申込手続きの受付について



申込み 受付期間 令和2年 12月 1日 (火) ~ 令和2年 12月 18日 (金) 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分

- ※本庁 福祉課においては、13日(日)午前8時30分~正午も受付いたします。
- ※継続入所の方は、申込期限までに提出がない場合、保育継続の意思が無いと判断し、退 所になる可能性があります。
- ※新規の方については上記、申込み受付期間以降も、窓口において随時受付いたしますが、受付期間内の提出が優先となります。
- 申込み受付場所:肝付町役場 本庁 福祉課 肝付町役場 内之浦総合支所 町民生活課

【ご注意】保育所及び認定こども園(保育所部分)については、役場への申込みとなりますが、 幼稚園と認定こども園(**幼稚園部分**)については、直接、当該施設(園)へお申込みください。 ※幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の利用を希望される場合、申請受付期間・利用料 等が施設により異なりますので、各幼稚園等へお問い合わせください。

※預かり保育・一時預かり・認可外保育施設等を利用される方で無償化の対象になる方は、 その現況届も必要になります。対象者には、改めてご案内いたします。

■ 入所の条件:

保護者の就労(内職も含む)や病気、病人の看護等の理由や母親が妊娠中、若しくは産後間もない場合など、日中に家庭内で十分に児童の保育ができない場合。

※認定こども園の幼稚園部分(1号認定)への入所希望の方のお申込は、上記条件の該当 には関係ありません。

■ 必要なもの:

- ・印鑑
- ・世帯全員分の【個人番号(マイナンバー)カード(顔写真付き)】または【個人番号がわかるもの(通知カード、個人番号記載の住民票)】と保護者の【本人確認用身分証明書(運転免許証等)】

【新規申込者】☆ 支給認定申請書 兼 利用申込書及び関係書類

【継続入所者】☆ 現況届 兼 施設利用申込書及び関係書類 (2号・3号認定)

- (※関係書類とは、保護者の勤務証明書等、保育の必要性を証明する各種関係書類です。必要書類が揃っていない場合は、受付できませんので、提出前に確認をお願いいたします。)
- ※申込関係書類は、役場窓口で受け取られるか、肝付町のホームページよりダウンロード してください。「子育てワンストップサービス」もご利用いただけます。

現在、町内の保育施設に入所中の方へは、施設を経由してお届けいたします。 肝付町外の保育施設に入所中の方へは、ご自宅へ直接郵送いたします。

■ お問い合わせ先:肝付町役場 福祉課 児童家庭係 ☎ 0994(65)8413